

令和 7 年度大学生の地域参加促進事業実施委託仕様書

1 件名

令和 7 年度大学生の地域参加促進事業実施委託

2 目的

少子高齢化、人口減少社会が進展し、市民自治のまちづくりを進める上で、より多様な世代の参加が求められており、多摩区役所においては、区役所と区にゆかりのある 3 大学（専修大学・明治大学・日本女子大学）で構成する「多摩区・3 大学連携協議会」において、若者が多く住む多摩区の強みを活かし、大学生の主体的な地域参加を促進する手法について検討してきた。これまでの検討内容を背景とし、区内の様々な地域を学生の学びの実践フィールドと捉え、地域住民との交流や地域活動体験等を通じて、単なる座学だけでは得られない多くの気づきや学びを得て、地域とのつながりや関心を強め、多摩区への愛着意識を醸成する取組を進めることで、大学生と地域が連携した活力ある地域づくりにつなげることを目的として本事業を実施する。

具体的には、大学生が一連のプログラムを通じた地域との交流の機会を創出する。受注者は、これらのプログラムを効果的、効率的に実施するため、本事業の企画提案、必要な調整及び支援を行う。

3 テーマ

（仮）多摩区の子育て支援

※主に就学前までの児童の子育て世帯が対象

4 委託期間

契約締結日から令和 8（2026）年 1 月 30 日まで

5 前提条件

(1) 支援対象者

区にゆかりのある 3 大学（専修大学、明治大学、日本女子大学）に在籍する大学生

(2) 対象者等

多摩区役所まちづくり推進部企画課が募集する 20 名程度

(3) 主な内容・スケジュール

6 月頃	7 月頃	7～11 月頃	12 月頃
学生を募集	第 1 回オリエンテーション	多摩区の子育て支援の現状把握、子育てに関する取組の実施など	取組実施振り返り

6 委託業務内容

本委託業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 対象者募集

対象となる大学生については、多摩区役所企画課から3大学に対して募集する。
受注者は、次の業務を行うこと。

ア 募集案内の作成

イ 募集方法、対象者の決定方法、グループ選別等についての助言

(2) オリエンテーション等の実施

対象となる大学生（以下「大学生」という。）が「(仮)多摩区の子育て支援」を開始する際に、大学生に対して、次のとおりオリエンテーションを行うこと。

ア 本事業の目的、内容等の周知

イ 大学生の班分け（1グループ4～5名程度）

ウ 多摩区の子育て支援の現状を調査又は講師を招き、周知すること。

エ その他、本事業に必要な事項を周知すること。

(3) 「多摩区の子育て支援の現状把握」の実施

大学生が多摩区の子育て支援の現状を把握できるよう次のとおり実施すること。

ア 「施設訪問」及び「支援者への取材」における訪問先は多摩区内の「子育て関連施設」及び多摩区内に在住又は多摩区内で活動している「支援者」とし、受注者で複数候補を選定すること。

イ 「保護者への取材」における「保護者」については、基本的に多摩区内に在住する保護者へ大学生が主体的に取材を行い、多摩区の子育てへの課題を把握できるよう支援すること。

ウ ア、イの訪問先等については、それぞれの候補について事前に発注者と調整の上、決定し、それぞれ複数回実施すること。

エ 施設への訪問及び支援者の講義に関する実施内容や調整については、受注者が行うこと。

オ 訪問先の施設及び支援者への謝礼等の必要な経費は、委託料に含むものとする。

(4) 「子育てに関する取組等」の実施

大学生が子育てに関する取組を企画するために次のとおり実施すること。

ア 上記(3)で把握した多摩区の子育てへの課題を大学生が共有し、解決に向けた内容とすること。

イ 地域との交流の機会を創出でき、実施後の継続性も伴った取組等となるよう支援すること。

ウ 取組等に伴う作業や手続は、大学生が主体的に行う。受注者は、取組等の実施が円滑に進むよう支援すること。

エ 取組等を実施する会場については、大学生が検討した候補を発注者と受注者が調整の上で決定する多摩区内の会場とする。

オ 取組等の実施に必要な次の費用は、本委託料に含むものとする。

(ア) 物品の調達

(イ) 費用（イベント保険、施設使用料、販売物品・材料等の仕入れ、必要な資

機材の手配など)

(ウ) その他必要な経費

(5) 振り返り

取組実施後、「振り返り」を実施するに当たり、受注者は、次の事項を実施すること。

ア 実施方法の検討の支援

イ 発表実施時の支援

(6) 適宜進捗管理、助言・支援等の実施

ア 上記(3)～(5)を実施するに当たり、グループごとの活動においては、大学生が主体的に実施するが、適宜、進捗管理、助言・支援等を行うこと。

イ グループごとの活動において必要となる資料等については、電子データ(PDF形式)で発注者に共有すること。

(7) アンケートの実施

ア 事業終了後、参加した大学生を対象としたアンケートを作成し、実施すること。

イ アンケートの内容については、事前に発注者と調整すること。

(8) 報告書の提出

本事業の実施結果をまとめ、報告書として電子データ(PDF形式)で提出すること。

(9) その他

ア 参加する大学生を対象とした「ボランティア活動保険」に加入すること。

イ 大学生と受注者との打合せについては、別途協議の上、適宜実施し、その内容を発注者へ報告すること。

7 留意事項

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに本市担当職員と十分な打合せを行い、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに本市担当職員に報告し、その指示に従うものとする。
- (2) プログラム全体を通して、多摩区保育・子育て総合支援センターを適宜、活用し、区民へのPRにもつながる取組を検討すること。
- (3) 大学生が地域へのつながりや関心を強め、多摩区への愛着意識を醸成できる内容とすること。
- (4) 本委託業務に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、全て市に帰属するものとする。また、市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、又は二次利用する権利を有するものとする。